

電気工事事業者のみなさまへ

## ガス供給設備の取り扱いに関するお願い

保安上およびガス事業者とお客さまの契約上のトラブル回避のため、電気工事実施者が、お客さまがご契約されているガス事業者に無断でガス供給設備を撤去することは絶対に行わないでください。

### <無断で撤去した場合の問題点>

・ガス供給設備は、保安上の観点から、「ガス事業者」および「液化天然ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」にもとづいて処理を行う必要があります。

そのため、ガス供給設備の撤去は、ガス保安の責任を課せられたガス事業者へ依頼することが必要です。

・第三者が無断でガス供給設備を撤去することは、取り扱いによっては大きな災害を引き起こす場合があります。

また、お客さまから依頼された場合であっても、法令や解約時の清算条件に係わる契約条項に違反する可能性があり、罰則金や損害賠償請求を課せられる場合があります。

※ 経済産業省より、LPガスの保安確保および契約トラブル回避のため、契約の当事者であるお客さまに、契約しているLPガス販売事業者へ撤去依頼などを実施していただけるよう、要請をいただいております。

東京電力パワーグリッド株式会社